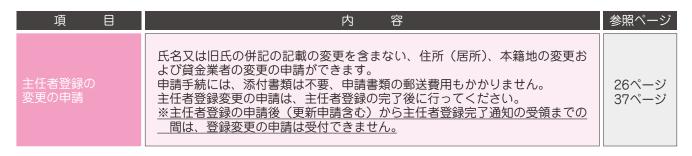
6 「マイページ」の登録

(1) 「マイページ」の概要

主任者登録を受けられた方は、「マイページ」を登録いただくことにより、インターネット経由で24時間いつでも、 登録内容の確認や登録事項の変更の申請ができます。

※登録事項の変更に関する主任者の責務については33ページ(ご参考)を参照ください。

〈ご参考〉主任者活動支援のため、「貸金業務取扱主任者ライブラリー」を協会ホームページに開設しています。 講習受講から3年間、ご利用いただけますのでご活用ください。



(2)マイページの登録の方法



協会ホームページの「貸金業務取扱主任者 試験・講習・登録」に主任者専用の「マイページ」を設置していますので、以下の手順でマイページ登録を行ってください。

↑ パソコン・スマートフォン・携帯電話 から以下のアドレスまたは(二次元バーコード)にアクセスしてください。 「マイページメニュー」が表示されます。 記載内容をご確認のうえ下段にある 「同意する」ボタンを押下ください。

「ログイン」画面が表示されます。 利用者登録がお済でない方は「利用者仮 登録」手続きをお願いします。

インターネットを使用できる環境をお持ちの主任者の方で、ご自身のメールアドレスをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。



URL https://www.j-fsa.or.jp/chief/chief_regist/mypage_menu.php



「2.利用者情報入力」画面が表示されます。 画面の指示に従って内容確認と必要事項の入力を

行い下段にある「入力内容確認へ」のボタンを押下ください。

「3.入力内容確認」画面が表示されますので「仮登録」のボタンを押下いただくと「利用者仮登録完了」画面が表示され、登録されたメールアドレスに、「利用者仮登録完了のお知らせメール」が送信されます。

利用者情報入力を行うには、

- ・ 資格試験の「合格証書番号 |
- ・主任者登録の「登録番号」※「登録完了通知」に記載されています。
- ·「マイページ用パスワード」※「登録完了通知」に同封されています。 が必要です。 _

「利用者仮登録完了のお知らせメール」に記載されたURLにアクセスします。

「利用者本登録」画面の「本登録」ボタンを押下いただくと、「利用者本登録完了」画面が表示され、登録されたメールアドレスに「利用者本登録完了のお知らせメール」が送信されます。

- ○利用者情報の登録にあたっては、当協会の個人情報取扱規程をご確認のうえ、「同意」(最下ボタン押下) いただく必要があります。
- ○メールアドレスに関するご注意

gmail、Yahooメール等のフリーメールアドレスのご利用は、フリーメール運営者による受信メール制限等により、メールが未着になることがありますので、フリーメール以外のメールアドレスをご利用ください。

(3)マイページサイトへのログイン



マイページサイトへのログインは、マイページサイトログイン画面で、主任 者登録の「登録番号」と「マイページ 用パスワード」を入力ください。

○マイページ用パスワードについて

マイページは、主任者個人の専用サイトとなりますので、「マイページ用パスワード」は、他人に知られないように、ご自身で管理してください。「マイページ用パスワード」の有効期限は3ヵ月です。有効期限の経過後にマイページにログインしたときは、パスワード変更の画面が表示されますので、画面の表示に従いパスワードの設定を行ってください。

(4)メールアドレスの変更について



メールアドレスを変更された方は、「マイページ」にログインして、メールアドレスの変更手続きを行ってください。

メールアドレスを変更されていない場合、主任者登録の有効期限到来時にお送りする「登録更新のご案内」等のメールをお届けすることができなくなります。また、主任者登録時の属性情報に変更があった場合の変更の申請の方法については、「主任者登録変更の申請」(26ページ)をご参照ください。

(注意事項)

- ·主任者登録が抹消された場合(主任者登録の有効期間経過を含む)は、主任者登録番号が無効となるため、マイページにログインすることはできません。
- ・主任者登録の更新を受けられた方(®の期間で登録申請され、主任者登録番号が変わらない方)は、現行の主任者登録 番号およびパスワードを引続きご利用いただけます。
- ・主任者登録が「更新扱い」でない方(④・⑥の期間で登録申請され、主任者登録番号が変わる方)は、現行の主任者登録番号が無効となります。登録完了通知の送付時に、新しい「マイページ用パスワード」を同封いたしますので、新たな登録番号およびパスワードで再度マイページをご登録ください。

(ご参考)

貸金業法では、貸金業務取扱主任者は、貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、主任者登録の変更をしなければならないと定められています。(法第24条の28)

《貸金業務取扱主任者登録簿の記載事項》

- ①氏名②生年月日、③性別、④住所、⑤本籍(日本国籍を有しない者にあっては、その者の有する国籍)、
- ⑥資格試験に合格した年月日、⑦合格証書番号、⑧業務に従事する貸金業者に関する事項(商号又は名称、登録番号)

17 主任者登録に係る個人情報の開示について

協会が保有する貸金業務取扱主任者登録簿に係る個人情報は、開示請求手続きにより開示いたします。 開示についての詳細は、協会ホームページをご覧ください。

(1) 開示請求できる方

・主任者登録申請者(本人又は代理人) ・主任者(本人又は代理人) ・主任者であった方(本人又は代理人)

(2) 開示する情報

- ・登録申請を受理した者で主任者登録を完了していない者に関し保有する情報
- ・主任者登録簿に記載された情報及び当該者に関し保有する情報
- ・主任者であった者に関し保有する情報
- ※開示する情報はいずれも電磁的記録媒体にデータ入力している情報に限ります。